平成２５年（フ）第３０７３号
埼玉県越谷市七左町２丁目12―４　アビテ新越谷ＰＡＲＴⅡ118
破産者　石橋　孔行
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９０４号
神奈川県川崎市中原区上新城１丁目４―18―202
破産者　石川久美子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９０５号
神奈川県川崎市高津区千年923番地　エクレールたちばな102
破産者　有限会社石川建工
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９０６号
神奈川県川崎市中原区上新城１丁目４―18―202
破産者　石川　郁夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５９号
千葉県千葉市花見川区長作町364番地１
破産者　株式会社ロッジ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６０号
茨城県つくば市下広岡450―102
破産者　芦川　ちか
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６１号
茨城県つくば市下広岡450―102
破産者　芦川　久義
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３０９号
茨城県つくば市古来586番地１
破産者　有限会社フォー・エー
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３６４号
千葉県流山市南流山２丁目10番地の１
破産者　東京ゼスト商事株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７０号
千葉県富津市大堀1754番地１
破産者　有限会社平野商店
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７１号
千葉県富津市大堀1033番地１
破産者　平野　富勇
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７２号
千葉県富津市大堀1033―１
破産者　平野　光枝
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３３号
愛知県岡崎市羽根西新町６番地２　エルハイム岡崎501
破産者　有限会社華のハーモニー
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３４号
愛知県岡崎市羽根西新町６―２　エルハイム岡崎501
破産者　水谷　鏡子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８４号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目５番12号
破産者　トモエプランニング有限会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８５号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目５―12　１階
破産者　飯田　文彦
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５０９号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目14番11号
破産者　エクセレンス・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１０号
東京都国立市富士見台１丁目７―１―８―407
破産者　柳　ミチヨ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４４号
東京都江戸川区新堀１丁目21―15―204
破産者　高橋　恵美
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５２号
東京都台東区蔵前４丁目９番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区台東４丁目22番９号
破産者　合資会社そめ太
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５３号
東京都台東区蔵前４―９―１、住民票上の住所東京都台東区台東４丁目22番９号
破産者　田口　好子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部